

## 惠庭市確認申請提出書類チェックリスト

◆建築確認を申請される場合、次に掲げる書類等を提出して下さい。  
尚、恵庭市は建築基準法第97条の2の規定による限定特定行政 Agency に属し、建築確認の審査範囲が同法第6条第1項第2号(木造で地階が2以下のものかつ延床面積が300平方メートル以下のものに限る)及び3号に該当する建築物のみとなります。

※1 建築士免許と併せて、建築士講習修了証の提示もご協力願います。

建築士免許と併せて、建築工講習修了証の提示もご協力願います。  
講習修了証がなくても申請の受付はいたしますが、虚偽等の違反が認められた場合は、国・北海道等など関係機関による行政処分の対象となる場合がありますので、できる限り提示をお願いいたします。